

## 調達情報(入札・契約)

## 調達情報

## 契約に係る情報の公表

## 建設工事に関するお知らせ

## PFI(民間資金等活用事業)

## 随意契約の公表

## 随意契約の適正化

## 落札率について

## ■ 入札心得

## 1 入札等

## 1-1 一般的心得

公告又は通知により入札に参加し又は随意契約の商議に応ずるときは、入札担当職員の指示に従い入札書又は見積書(別紙様式第1号)を提出しなければならない。

なお、入札に参加する場合には、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (2) 代表者又はその代理人若しくはこれらの社員等は、当該入札に対する他の相手方の代理(二重代理)をすることはできない。
- (3) 入札に際し、再度の入札に備え必要な部数を持参しなければならない。
- (4) 公告又は通知において入札保証金の納付を必要とする場合には、当該納付を証する保管金受領書等を入札に先立って提出しなければならない。
- (5) 代理人が入札に参加する場合には、委任状(別紙様式第2号)を入札に先立って提出しなければならない。ただし、当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ、委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状(別紙様式第3号)を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。
- (6) 入札の日時に遅れたときは、入札に参加することはできない。ただし、遅れたことについてやむを得ない理由があり、入札前において入札参加者全員が認めた場合に限り入札に参加することが認められることがある。

## 1-2 入札の無効

次の各号の一に該当する場合の入札((6)の場合は関連の入札)を行った者の入札は無効とする。

- (1) 入札が民法の規定により無効とされるものである場合
- (2) 入札公告等に示した競争参加資格を有しない者が入札を行った場合
- (3) 入札保証金納付額が所定の額に達しない場合
- (4) 入札書に記名押印がない場合又は名称、数量、金額等が不明の場合若しくは入札書に記載した金額(以下「入札金額」という。)が訂正されている場合
- (5) 同一の入札について2通以上の入札書を提出した場合
- (6) 二重代理による入札を行った場合
- (7) 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- (8) その他入札に関する条件に違反した場合

## 1-3 入札及び開札

- (1) 入札は、入札箱に投函することにより行う。
- (2) 開札は、入札が終了した場合、直ちに入札者の立ち会いのもとに行われる。この場合において入札担当職員により無効入札の有無等が告げられ、次に掲げる措置がとられる。
  - ア 2-1の規定により落札者を決定した場合には、落札者名及びその入札金額を告げる。
  - イ 2-2の規定により最低価格入札者を落札者としないうことについて調査する必要がある場合には、最低入札金額を告げた後に、調査の上落札者を決定する旨及び落札者を決定したときは、別途通知する旨を告げる。
  - ウ 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
  - エ 落札者がいない場合には、最低入札金額を読み上げた後、再度の入札を行う旨を告げ、引き続き入札を行う。

## 2 落札者決定の方法

### 2-1 契約の相手方となる落札者は、次の定めるところにより決定される。

入札者のうち予定価格100/105に相当する価格の範囲内で最低の入札金額により入札を行った相手方をもって落札者とする。ただし、総合評価による落札方式による場合には、入札者に価格及び性能、機能、技術等をもって申込みをさせ、入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ、入札に係る性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)が、入札公告又は入札公示(これらに係る入札説明書を含む)において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている者のうち「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。これらの場合において、落札者となるべき同価又は同数値の入札を行った相手方が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。

なお、くじを引かない相手方があるときは、入札に関係ない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

### 2-2 最低価格入札者を落札者としめない場合

(1) 国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 前号に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官等の行う調査に協力しなければならない。

## 3 入札が不調となった場合

入札を行っても落札者がいないとき、又は再度の入札を行っても落札者がいないときは、次の各号に掲げるいずれかの措置をとる旨を告げ、当該措置がとられる。

- (1) 引き続き入札を行う。
- (2) 低価の入札者から順次随意契約の相手方として商議を行う。
- (3) 再度公告又は通知により改めて入札を行う。

## 4 落札者が契約を結ばない場合

落札者が契約を結ばない場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置がとられる。

なお、契約を結ばない落札者については、入札保証金を納付した場合にあっては入札保証金は国庫に帰属し、入札保証金の納付を免除した場合にあっては損害賠償の請求を受けるほか、指名の制限、資格審査の更新の制限等が行われることがある。

- (1) 再度公告又は通知により改めて入札を行う。
- (2) 低価の入札者から順次随意契約の相手方として商議を行う。

## 5 随意契約による商議等

- (1) 随意契約による商議は、見積書を提出して行うものとする。
- (2) 予定価格の範囲内で商議が成立した相手方をもって随意契約の相手方とする。

## 6 契約の成立

落札者が決定したとき又は随意契約の場合において商議が成立したときは、契約書を作成し、契約保証金の納付(免除された場合を除く)が行われ、契約書に支出負担行為担当官が相手方とともに記名押印したときに当該契約が成立するものとする。

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Reader(無料)が必要です。Adobe Readerは、[Adobeのサイト\(別ウィンドウ\)](#)からダウンロードしてください。



[ページTOPへ戻る](#) 

[プライバシーポリシー](#) | [ご利用に際してのご注意](#) | [ロゴマークについて](#) | [よくある質問](#) | [ご意見](#) | [サイトマップ](#) | [リンク集](#)



**防衛省**

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話:03-5366-3111(代表)

[MAP](#)

 **防衛省・自衛隊携帯サイト**  
<http://www.mod.go.jp/m/>

